平成２２年（フ）第１７５号
茨城県結城市大字結城11743番地70
債務者　川原　早人
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１８号
茨城県古河市東山田933番地７
債務者　石川　一臣
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２０号
茨城県常総市坂手町6241番地
債務者　長塚　友子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２６号
茨城県坂東市沓掛4506番地４
債務者　飯田　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３０号
茨城県古河市尾崎2784番地７
債務者　久保　葉子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３６号
茨城県結城市大字結城6381番地15　サンフィリア栄Ｂ―103
債務者　妻倉　洋子（旧姓嶋﨑）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３７号
茨城県結城市大字結城6381番地15　サンフィリア栄Ｂ―103
債務者　嶋﨑　健太
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３８号
茨城県筑西市蓬田574番地１
債務者　國松　都子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３９号
茨城県常総市菅生町1967番地４、居所茨城県坂東市岩井4706番地１
債務者　濱野　英樹
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２４１号
茨城県古河市中田新田34番地７　県営１―１―３
債務者　諏訪　晴美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２４６号
茨城県古河市宮前町12番38号
債務者　白石　孝則
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２４７号
茨城県下妻市高道祖1366番地17
債務者　松﨑　香織
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２４９号
茨城県坂東市岩井2719番地10
債務者　森　　俊一
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５３号
茨城県筑西市下中山1270番地１、居所茨城県筑西市一本松20の12　メゾン富岡206号
債務者　入田はる江
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５６号
茨城県古河市柳橋849番地１
債務者　岡村　祥男
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１００号
千葉県木更津市中野801番地
債務者　森谷　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１０９号
千葉県君津市外箕輪４丁目23番23号
債務者　廣塚　明美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１２０号
千葉県木更津市高柳１丁目９番11号
債務者　中山　奈三
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部